

## 災害時の警戒レベルについて

集中豪雨や台風などによって、水害や土砂災害等の災害が発生する恐れがある時、どの情報をもとに、どのタイミングで避難を開始しますか？それぞれの状況に応じて災害発生危険度と、とるべき避難行動を住民の皆様が直感的に理解し、的確な避難行動を行えるように避難に関する情報や防災気象情報などの災害情報を5段階の「警戒レベル」を用いてお伝えします。

### 警戒レベル1

災害発生危険性はまだ低い段階ですが、最新の防災気象情報などに留意するなど、災害への心構えを高めてください。

### 警戒レベル2

気象庁から「大雨注意報」や「洪水注意報」が発令され、災害発生に対する注意が高まってきた段階です。避難場所や避難経路の確認など、避難行動を確認しておきましょう。

### 警戒レベル3

市町村から「避難準備」や「高齢者等避難開始情報」が発令された段階です。避難に時間のかかる高齢の方や障がいのある方、避難を支援する方などは危険な場所から安全な場所へ避難しましょう。また土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方もこの段階での避難が強く望まれます。

### 警戒レベル4

市町村から「避難勧告」や「避難指示(緊急)」が発令された段階です。対象地域の方は全員速やかに危険な場所から避難してください。災害が発生するおそれが極めて高い状況などで指定緊急避難場所への避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断した場合には、近隣の安全な場所や建物内のより安全な部屋への移動などを行ってください。

### 警戒レベル5

市町村から「災害発生情報」が発令された段階で、すでに災害が発生している状況ですので、命を守る最善の行動をとってください。



※なお、必ずしも段階的に発令されるとは限りませんのでご注意ください。また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

## 台風対策のお願い

### ■台風接近前の飛来物予防のお願い

- ・強風により看板やトタン屋根、畑の表面を覆うマルチシートなどが飛ばされ電線に引っ掛かり停電となる事例が発生しています。
- ・台風シーズン前には飛ばされるものは固定し、古くなった屋根は修理するなど、事前の対策をお願いします。



四国電力送配電株式会社

### ■台風通過後の事故防止のお願い

- ・切れて垂れ下がった電線に触れると、感電などの恐れがあり大変危険です。
- ・また、電柱や電線に巻き付いたシートやトタンに触れても感電などの恐れがあり大変危険です。
- ・絶対に近づかないで四国電力送配電へご連絡ください。

電話 0120-410-286(高知県内)



## 交通安全協会からのお知らせ



交通安全協会佐川支部・佐川警察署 電話 22-0110  
※交通安全協会は皆様の会費で運営されています。ご協力よろしくお願いします。

## あおり運転は厳罰！

令和2年6月30日施行  
道路交通法一部改正

### あおり運転（妨害運転）に認定されると・・・

- ・即、罰則が適応！（最高刑は「懲役3年」）
- ・免許が取り消しに！（取消し後2年間は再取得禁止）
- ・より危険な運転には、さらに厳しい処罰・処分！



## あおり運転をされたら、安全な場所に避難してすぐ110番！

### 安全運転管理者等に対する法定講習

日にち：令和2年9月8日（火）

会場：佐川町立 桜座

対象：安全運転管理者・安全運転副管理者

- ・管理者を選任している事業所は、必ず受講して下さい。
- ・自動車を5台以上（自動二輪は2台で1台計算）、所有している事業所は、安全運転管理者を選任しなくてはならない。（罰則：5万円以下の罰金）

※選任できてない事業所は速やかに警察署へ届けて下さい。

『年間500円(×有効年)』で会員へ！

今月の「加盟店」ピックアップ紹介 **高木旅館**



～宿泊時、会員同伴者  
朝食後コーヒースervice～

仁淀川町長者乙 2494-19  
電話 0889-32-1715

## 地域安全アドバイス

高吾北地区地域安全協会事務局 電話 22-0560（佐川警察署 刑事生活安全課内）

## 架空請求詐欺を未然に防ごう！！

### 架空請求詐欺①ー有料サイト利用料金未納等での請求。

「有料サイト料金が未納であり、支払わないと法的手続きを取る」などのはがきやメール等が突然届き、コンビニで電子マネーカードを買ってカード番号を教えさせる手口です。

### 架空請求詐欺②ー当選金・報奨金等での受取手続き費用各目での請求。

「宝くじが当選しました。下記のURLから手続きを行ってください。」などのメール等が突然届き、手続きの費用という各目でお金を請求します。支払いはコンビニで電子マネーカードを買って、カード番号を打ち込ませる等して教えさせる手口です。

### 【被害にあわないために】

- ・覚えのない支払いを要求してくる電話やメール等は相手にしない。
- ・商品を買収する場合は、十分に検討する。
- ・うまい話には乗らない。すぐに信用しない。
- ・不審・不安に思ったら相談する。 佐川警察署 電話 22-0110

